

## 窓口等での取引時確認に関するご協力をお願い

信用金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(\*)に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

(\*) 平成 28 年 10 月 1 日から改正法が施行され、取引時確認の方法等が一部変更されました。

### 1. 取引時確認が必要なお取引（主なもの）

次の取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

- |  |
|--|
| ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始                        |
| ② 10 万円を超える現金振込（税金の納付等を除く）・持参人払式小切手による現金の受取り |
| ③ 200 万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い・外貨両替             |
| ④ 融資取引                                       |

### 2. 取引時確認で確認させていただく事項

#### (1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①氏名・住所・生年月日	○運転免許証（運転経歴証明書） ○マイナンバーカード ○パスポート ○在留カード ○特別永住者証明書
いずれか2種類 (なお、◎の書類は、 ○の書類とのペア に限られます。)	○健康保険証 ○国民年金手帳
	○取引に使用する実印の印鑑登録証明書
	◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

<ご本人以外の方が来店された場合>

③来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同様
④ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	○住民票（同居のご親族の場合のみ） ○委任状

#### (2) 法人のお客さま

次頁「法人口座を開設されるお客さまへ」をご確認ください。

### 3. その他ご留意いただきたい事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて実質的支配者等の事項を確認させていただく場合があります。</li><li>・お客さまの資産・収入の状況、お客さまやそのご家族等が外国政府等において重要な公的地位（外国 P E P s）にあるかどうかを確認させていただく場合があります。</li><li>・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国 P E P s にあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）。</li><li>・法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。</li><li>・確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。</li><li>・取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。</li><li>・確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。</li></ul> |
|---|

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

## 法人口座を開設されるお客さまへ

当金庫では、マネー・ローンダリング（資金洗浄）防止やテロ資金供与対策強化の観点から、法人のお客さまの口座開設時には、下記書類をご提出いただくとともに、事業内容や実質的支配者等についてご確認をさせていただいております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 対象となるお客さま

株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、特定非営利活動法人、その他法人

### 2. 対象となるお取引

純新規取引のお取引開始時

### 3. ご留意事項

- ・ご提出いただいた資料についてご確認させていただき、口座開設について審査を行い、後日結果をご連絡いたします。お申込みから口座開設までに1週間程度お時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・内容等を確認させていただいた結果、追加の確認書類の提出のご依頼や、追加でのご質問等をさせていただきます場合がございます。
- ・事業内容等の確認のために、事業所への訪問や面談をお願いすることがあります。
- ・審査の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 4. ご提出いただく書類について

書類名	備考
履歴事項全部証明書	発行から6カ月以内のもの（原本）をご用意ください。 （注意）現在事項全部証明書ではありません。
実質的支配者のご確認書類	議決権が記載されている「(別表2) 同族会社等の判定に関する明細書」、法務局の発行する「実質的支配者リストの写し*」または、公証役場発行「申告受理及び認証証明書」等をご用意ください。
取引担当者の「公的な本人確認書類」	「運転免許証」「旅券（パスポート）」等本人確認書類をご用意ください。
お取引開始時の取引目的等確認のお願い	「お取引目的・事業内容・実質的支配者等の確認のお願い」（当金庫所定様式）へのご回答をお願いいたします。
その他	・法人番号が確認できる法人番号通知書などの官公庁発給の書類 ・「特定取引を行う者の届出書」（当金庫所定様式）

\*実質的支配者リストの申込手続き等については、法務局のホームページをご確認ください

[https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/page000001\\_00445.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/page000001_00445.html)

※以下に該当する場合は別途書類をご用意ください

	書類名
取引担当者を委任する委任状を作成されている場合	委任状
会社案内等が作成されている場合	会社案内、ホームページ、パンフレット等、会社を紹介できる資料
お申込日から過去3年以内に本店の住所を変更し、所轄の法務局が変更になっている場合	閉鎖事項全部証明書 〔発行から6カ月以内のもの（原本）〕
未登記の営業所、事務所等での口座開設をお申込みの場合	公共料金の領収書（写）または、営業所の建物登記事項証明書〔発行から6カ月以内のもの（原本）〕
事業内容もしくは商号に「投資」「証券」「信託」が含まれている場合	監督当局の認可証等（写）

以上